

岩手県告示第613号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第4項の規定により、次のとおり水防警報を行う河川を指定した。

平成26年8月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 河川名 安比川

2 指定区間

(1) 左岸 二戸市浄法寺町門前向14番2地先（太田川合流点）から八幡平市細野98番276地内（安比堰堤）まで

(2) 右岸 二戸市浄法寺町馬場向29番1地先（太田川合流点）から八幡平市細野534番1地内（安比堰堤）まで